

内閣府消費者委員会 御中

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

## 地方消費者行政専門調査会報告書案(骨子)に関する意見

日頃より国民生活の充実のため、消費者行政の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、消費者被害は複雑化・広域化しており、早急に有効な対応・施策が求められています。また地方消費者行政は、住民生活にとって大事な分野でありながら、未だその環境は整っていません。国においては、消費者行政の強化を図るとともに、地方消費者行政が自立し、地域住民の信頼を得て活性化させることが緊急の課題と考えます。

消費者委員会の下に、地方消費者行政専門調査会が設けられ、過日、地方消費者行政専門調査会報告書案(骨子)が公表されました。

つきましては、集中育成・強化期間後の地方消費者行政の活性化案が消費者の多くの希望や期待の詰まった施策としていただくよう要望いたします。

下記のとおり、意見を述べさせていただきます。

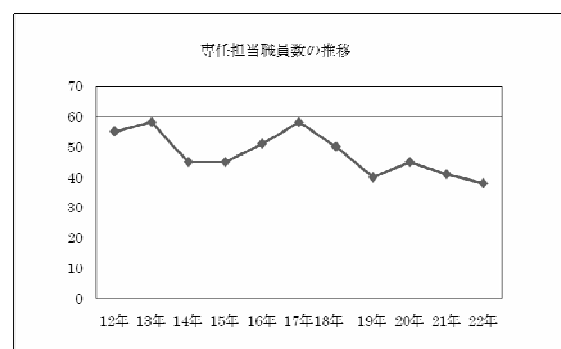
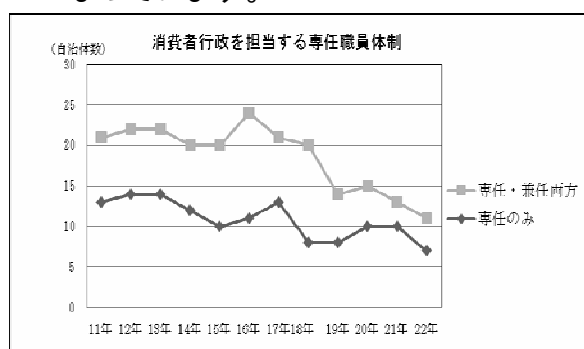
## 1、地方消費者行政の実情

当会では、1999年から、埼玉県の市町村における消費生活関連事業調査を毎年続けてきました。以下、2010年度の調査から見てきたことの特徴を2点述べます。

- (1)消費者行政を担当する人員体制(専任職員、兼任職員)が、過去10年間で最も少ない体制になっています。専任職員が配置されているのが11/64自治体となり、5年前(平成17年)には21自治体あったのが11自治体に減少しています。

専任職員数も、過去10年間で最も少なく38人。5年前と比べても、58人から20人減少しています。また、人口20万人以上の都市(9自治体)で、専任の職員が配置されていない自治体が5自治体あります。地方消費者行政を推進していく上で、担当する職員の配置は非常に重要です。

- (2)消費者行政関連予算では、活性化基金を除く自主財源の活用額では、ほぼ前年並み(前年比99.3%)となっており、集中育成・強化期間後の予算措置が心配になります。活性化基金を呼び水として、市町村の自主財源を含めた積極的な展開を期待していたところですが、人口一人当たりの消費者行政関連予算は39.3円(活性化基金除く)に留まっています。



## 2、消費者行政における国と地方のあり方について

(1)消費者庁・消費者委員会が創設し、行政のパラダイム転換が行われ、消費者が主役となる社会に向けた第一歩が踏み出されたことに大きな期待が寄せられました。しかし消費者に一番近い所にあり、重要な役割を担う地方の消費者行政の実情は前述の調査で明らかのように、予算も担当職員も減っています。

一昨年より、用途自由な地方交付税の増額や3年間限定の活性化基金が交付されてきましたが、地方消費者行政の体制強化には十分な効果を発揮できていません。

地方消費者行政の財源のあり方について、地方自らの財源を基本としつつも、国も一定程度の負担をすべきと考えます。

(2)これまでの国による地方消費者行政への財政支援では、必ずしも実際の地方消費者行政への配分につながっていないことを踏まえ、財政支援は「地方消費者行政の活用確実につながる形での措置」とすべきと考えます。

なお、地方消費者行政に係る経費の大半が人件費であることを考慮し、人件費にも活用できるような実効性のある予算措置にすべきと考えます。

(3)地方消費者行政は、自治体間の格差が大きい分野でもあり、小規模な自治体の住民の中には、身近な相談を受けるのが難しい場合もあります。

地域社会の安全を守るための社会基盤として地方消費者行政を位置づけることで、どこの地域でも同質同程度のサービスが受けられるよう、国の施策として、財政支援を伴う相談窓口と相談員の配置等の標準的な目安を示す整備方針を明示すべきと考えます。

## 3、相談ネットワークのあり方について

高齢者に対する悪質な勧誘等の消費者被害が増加している中で、住民に身近で専門的な相談窓口整備は緊急の課題であり、都道府県の役割を明示など消費者行政の拠点整備を推進することには賛成します。

しかし、国民生活センターの経由相談に自治体から寄せられる相談のうち、約3割が都道府県からのものであることは、市町村のバックアップ機能を果たすべき都道府県が対応出来ない相談が多く存在することを表していると思われれます。

地方消費者行政への国の相談支援機能は今後も重要であり、相談ネットワークについて、国は広域連携の推進とともに市町村が単独で消費生活センターを設置する場合についても、国の財政支援を継続することを求めます。

## 4、消費生活相談員の処遇のあり方

消費生活相談員の専門性向上や、それに見合った処遇改善の必要性や雇い止めが適当でないことについて、国が具体的指針を出すことには賛成です。

また、相談員の能力維持・向上は消費者の安心・安全を確保するために大変重要なことであり、国が単に指針を示すだけでなく、そのための研修等への国の財政支援と、地方自治体に対する積極的な働きかけが必要であり、具体的な対応を進めるべきと考えます。

## 5、情報の収集・分析及び情報提供のあり方について

PIO-NET 情報の入力事務が相談員の業務負担増大を招いている点も踏まえ、国としても「一定の負担を検討する必要がある」としてはいますが、少なくともこの事務に係る費用は、一時的な財政支援ではなく、恒久的な財政措置として位置付けるよう、消費者委員会の意思として明確に記述すべきと考えます。

PIO-NET は消費者問題の解決に向けた対策を講ずる上で大変重要なインフラであり、さまざまな方面での有効な活用が望ましいと考えます。その利用価値向上の観点から配置基準の見直しを求めます。

## 6、地方消費者行政の基盤・環境の整備について

(1) 地方消費者行政の体制強化には、集中育成期間終了後さらに数年の機関を要するという指摘には賛成します。しかしながら、これを推進する国の施策や財政負担について、「様々な施策を組み合わせる必要」という指摘では不十分と考えます。

消費者庁制度WGによる1月24日報告書では、国の施策としては「事例紹介」「一括交付金の活用」を示すにとどまっており、地方消費者行政の強化の具体的な施策を示していくことを望みます。

(2) 調査会報告書案(骨子)では、消費者団体等の活動が「地域の消費者行政に刺激を与え」「消費者行政が効果をあげるための重要な基盤」と記述されています。しかしながら、地域の消費者団体は、財政問題や後継者の育成、活性化など、さまざまな問題を抱えています。

消費者団体を協働の主体として継続的な活動を展開できるようにするためにも、消費者団体に対する活動支援制度の構築や充実について記述すべきです。また、地方公共団体に対し、消費者団体の育成・強化を重要課題とすべきことを明記が必要と考えます。

以上